

# まちづくりの ルールをつくる

町では、より良いまちづくりを進めていくための基本的なルールを定める「自治基本条例」について平成20年度中の制定に向けて取り組んでいます

自治基本条例は、平成13年4月に北海道二セコ町が「まちづくり基本条例」を全国に先駆けて制定して以降、全国的に検討が進み、道内では20あまりの自治体において条例が制定され、自主自立のまちづくりが進められています。

自治基本条例は、制定に至る過程が重要といわれています。取組経過や条例を考える背景、条例の内容などについて、今月号からシリーズでお知らせしていきますので、町民の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

## 自治基本条例とは

自分たちのまちをどのように築いていくか、地域を構成するすべての人々が互いに守っていく基本ルールをまとめたものです。

## これまでの経過と取り組み

平成16年、役場職員研究プロジェクトで検討を始め、20回の協議を重ね、平成18年に報告書として自治基本条例

の「たたき台」をまとめました。

その後、町民代表6名による「自治基本条例づくり検討会議」において、15回の会議を経て、平成19年には答申書上富良野町自治基本条例原案に対しての意見書が町長に提出されました。

## 今後の予定

### まちづくりトークの開催

○平成20年7月

町民の皆さんと町長が直接対話して、意見をお伺いします。

### パブリックコメントの募集

○平成20年8月～9月

自治基本条例案をホームページや広報誌などでお知らせし、町民の皆さんからの意見を募集します。

### 出前講座

「自治基本条例とは?」「なぜ必要なの?」などわかりやすく説明しますので、地域やサークルで5名以上集まったら、ぜひご利用ください。

## 問合せ 町民生活課自治推進班

☎6985

## これまでの経過と取り組み

- 平成16年4月 自治基本条例の制定を位置づける新行財政改革基本方針の策定
- 平成16年11月 役場職員での検討開始
- 「自治基本条例研究プロジェクト」の設置(委員16名)
- 平成18年3月 条例のたたき台の完成
- 研究プロジェクトから成果報告書提出
- 平成18年11月 町民代表の検討開始
- 「上富良野町自治基本条例づくり検討会議」の設置(検討委員6名)
- 平成19年6月 検討会議から答申書の提出
- 平成19年11月 住民会長町政懇談会で自治基本条例づくりについて説明
- 町議会に自治基本条例研究資料の情報提供
- 平成20年4月、役場職員の研修会
- 平成20年5月 条例案の検討素案策定会議で検討
- 5月29日 課長会議で決定



平成19年6月 答申書提出



平成20年4月 役場職員研修会

## 町民検討会議からの答申の概要

検討会議からのことば(抜粋)  
『今回、我々「自治基本条例づくり検討会議」のメンバー6名は平成18年11月から15回もの会議を開催し、話し合ってきました。』

検討会議として、これからのまちづくりをしていくうえで「自治基本条例」を「よってたつべき基本理念」という捉え方をし、まちづくりの基本ルールと考えました。』

条例の考え方をまとめ、町長に答申条例はつくるだけでなく、実効性をもたせることが必要。行政や町民の意識を変えていくためにも時間が必要。

条例が施行されても、行政サービスというところで役場が担ってきたサービスを、手間をかけ、時間をかけて、少しずつ少しずつ町民のものにしていく努力が必要。

町民のスキルアップの向上は、この自治基本条例というルールにのっとったまちづくりをしていくうえで必要不可欠。

行政と町民の果たす役割はこれからますます重要になっていくようになる。

この条例の検討がきっかけとなり、町と町民が一体となって、「住んでいて良かったまち」から「住み続けたいまち」を築いていくため、常に研鑽し、努力していく必要がある。

条例原案に対する意見書を提出役場職員研究プロジェクトで作成した「たたき台」について論議を行い、検討会議(町民の視点)として意見書を出しました。